

保育所等での感染対策の再徹底

資料 10

感染防止対策リーフレットの作成・配布

・**場面ごとの対策**をわかりやすく説明「**感染管理認定看護師**」監修

- ① 健康観察
- ② うがい・手洗い
- ③ 換気
- ④ 食事
- ⑤ 清掃
- ⑥ 午睡
- ⑦ 外遊び・室内遊び

感染対策のヒント④ 食事(職員・児童)

□ 児童同士の距離を取るため、座席をテーブルの両端に斜めに配置する

【専門家からのアドバイス】

- ・パーティションでは対面の大きな飛沫しか防げません
- ・子どもの呼吸は大人ほど飛ばないので、**距離を取ることが大切です。**
- ・**隣同士の席は距離を確保できません。**
- ・斜めの配置などの工夫をしましょう。

コロナ関連ホームページの充実

- ・「**感染管理認定看護師**」による**ワンポイントアドバイス!**
- ・**保育士等のワクチン優先接種情報**
(市町村のHPもリンク設定)

など

毎週更新!

【感染管理認定看護師のアドバイス】

○職員の方が施設外での飲食を通じて感染し、施設に持ち込む事例が見られます。感染が急拡大していますので、十分に注意しましょう。

※ 感染管理認定看護師から頂いた感染対策に関するアドバイスを掲載しています。御参考ください。

子育て世代への感染防止対策の呼びかけ

・保育所等に通う**保護者**や**職員**に感染防止対策の再徹底を呼びかけ

～「**感染管理認定看護師**」からの**ちょこっとアドバイス**～

- ◆朝だけでなく、夕方や夜の体温も要チェック!
- ◆普段会わない人との会食が感染リスクを高めます!
など

埼玉県から

保育所等・放課後児童クラブの**保護者**の皆様へ

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、園児・児童及びご自身の感染予防など、感染防止対策に日々ご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。
保育所等・放課後児童クラブ内で子ども達の感染を防ぐため、引き続き、感染予防にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【感染管理認定看護師からのちょこっとアドバイス!】

- ◆感染者が増えている状況では特に**不要不急の外出、帰省・旅行**など外出をまたぐ移動を避けましょう
- ◆大勢で盛り上がるイベントやお酒を伴う飲食、**密集・密着**など感染リスクを高めます
- ◆園児・児童の健康状態をしっかりと! 朝だけでなく夕方や夜の体温も要チェックです
- ◆ご家庭の中に**発熱や咳の初め等の症状**がある人がいる場合も要注意です

埼玉県から

保育所等・放課後児童クラブの**職員**の皆様へ

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、園児の不安を和らげつつ感染防止対策に日々ご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。
これからも、園児・児童の安全・安心のため、新型コロナウイルス感染予防にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【感染管理認定看護師からのちょこっとアドバイス!】

- ◆感染者が増えている状況では特に**不要不急の外出、帰省・旅行**など外出をまたぐ移動を避けましょう
- ◆同じしている人以外や**密集・密着**など感染リスクを高めます
- ◆過去の感染事例から、大勢で盛り上がるイベント、**お酒やお酒を伴う飲食**などのリスクが高いようです
- ◆日々の健康状態をしっかりと! **園内にコロナを持ち込まないよう引き続き注意**しましょう!

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 （新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和2年度第3次補正予算額：117億円）

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等



【対象施設等】 保育所、幼保連型携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

（1）定員※ 19人以下	300千円以内
（2）定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
（3）定員※ 60人以上	500千円以内
（4）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1／2、市区町村等：1／2

SNS を活用した児童虐待相談事業（アカウント名：親と子どもの悩み事相談@埼玉）

こども安全課

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、これまでに経験したことのないストレスにより児童虐待のリスクが高まっており、虐待の未然防止が喫緊の課題となっている。

そのため、SNSを活用し、子供や保護者がどこからでも相談できる相談窓口を令和2年9月1日（火）から開設している。

※令和3年3月27日（土）から一時休止していましたが、7月20日（火）から再開しています。

2 事業内容

(1) 相談受付時間



月曜～金曜 午前9時～午後9時

土曜・日曜、祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

(2) 相談対象者 埼玉県在住の子供と保護者など（令和3年7月20日からはさいたま市の方もご利用できます）

(3) 登録方法

埼玉県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/gyakutai-taiou/snsgyakutaisoudan.html>)

LINE 検索から	「二次元コード」から	「友だち追加ボタン」から
<p>LINE アプリのホーム画面の検索で、「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」で検索して追加する。</p> <p>※「友だち検索」機能ではありません。</p>	<p>スマートフォン、タブレットで以下の二次元コードを読み取って追加する。</p> 	<p>PC、スマートフォン、タブレットから以下の「友だち追加ボタン」をタップして追加する。</p> 

3 依頼事項 市町村広報誌等を通じ周知をお願いしたい。

児童虐待防止サポーター養成事業

こども安全課

事業目的

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のために、児童と直接接する職種（保育士、幼稚園教諭、学校教職員等）や地域の民生委員・児童委員等を児童虐待防止サポーターとして養成し、地域における見守り体制を充実させることを目的としている。令和2年度は、より多くの地域住民の方々に、児童虐待に関する基礎知識を学んでいただくために、動画配信にて講座を実施した。

県では、現在、以下のとおり事業を実施・実施予定であり、引き続き、多くの方に御参加いただきたい。

動画配信

(令和2年度 児童虐待防止サポート講座)

対象：どなたでも

開催：令和2年度より現在配信中



スキップシティチャンネルにて
公開中

↓
(前編)



↓
(後編)



※視聴後にはアンケートへの御回答をお願いします ⇒



集合・オンライン (予定)

(令和3年度 児童虐待防止サポーター養成研修)

※職種等により2つのコースを用意

①専門サポーターコース

対象：幼稚園教諭・保育士・学童や児童館職員の方など

開催：県内数か所で6回程度予定

②地域サポーターコース

対象：民生委員・児童委員・スクールガードの方など

開催：県内数か所で6回程度予定

募集時期：令和3年9月頃に各市町村に案内

開催時期：令和3年10月～随時

さと おや 里親登録

しませんか

あなたの一歩が子供の未来を変える…

さまざまな事情により、自分の家庭で生活できない
子供たちがいます。

そんな子供たちを家族の一員として迎え入れ、
温かい愛情と家庭的な環境で育てていく、
児童福祉法に定められた制度が「**里親制度**」です。

「里親制度」について詳しくは
お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せください。



埼玉県のマスコット「コバトン」

お問合せ先一覧

中央児童相談所

〒362-0013 上尾市上尾村 1242-1

048-775-4152

南児童相談所

〒333-0848 川口市芝下 1-1-56

048-262-4152

川越児童相談所

〒350-0838 川越市宮元町 33-1

049-223-4152

所沢児童相談所

〒359-0042 所沢市並木 1-9-2

04-2992-4152

熊谷児童相談所

〒360-0014 熊谷市箱田 5-12-1

048-521-4152

越谷児童相談所

〒343-0033 越谷市恩間 402-1

048-975-4152

草加児童相談所

〒340-0035 草加市西町 425-2

048-920-4152

さいたま市南部児童相談所

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎 4-4-10

048-711-2489

さと おや 里親制度

ってなんだろう？



お住まいの地域を所管する児童相談所を確認できず、また、里親制度の紹介と里親の体験談を動画配信しています。ぜひ御覧ください。

埼玉県 里親入門講座

検索





もっとたくさんの里親家庭を！



さまざまな子供たちのために、さまざまな里親さんが求められています。

里親になるための条件は難しいものではありません。

里親の種類

- ▶ **養育里親** 要保護児童^(※)を養育する里親
- ▶ **専門里親** 特に支援が必要な被虐待児などを養育する里親
- ▶ **養子縁組里親** 将来的に子供と法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する里親
- ▶ **親族里親** 特別な理由で家庭養育が困難な親族の児童を養育する里親（扶養義務者）

里親になるための要件 次の要件を満たしていることが必要で、専門里親になるためにはこの要件に加えて別途要件があります。

- ▶ **経済的に困窮していないこと**
- ▶ **本人やその同居人が欠格事由^(※)に該当しないこと**
- ▶ **県が行う所定の研修を修了したこと**

※要保護児童とは…さまざまな理由により、自分の家庭で暮らすことができない子供のことをいいます。

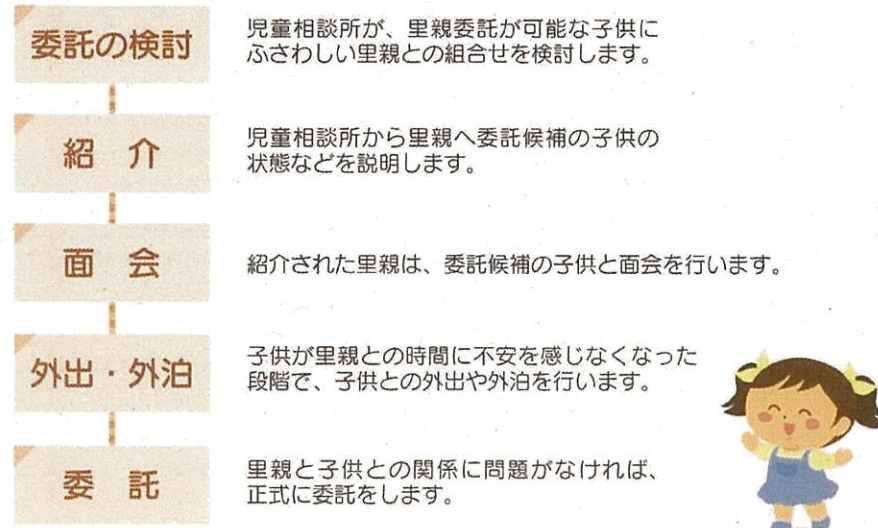
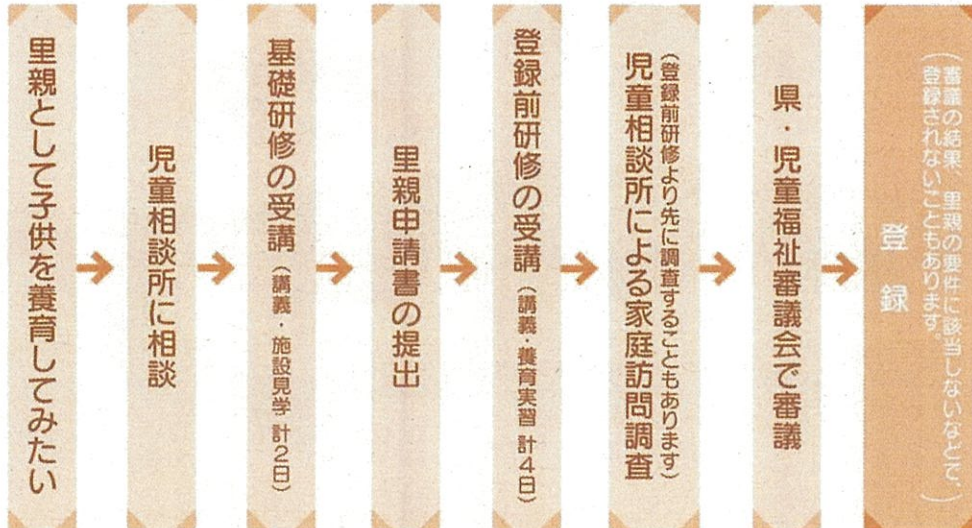
※欠格事由とは…児童福祉法第34条の20に定められています。

里親になるためには、里親登録をする必要があります。

里親登録された家庭に子供が家族の一員として加わるまで。

里親登録までの流れ 里親登録されるまでには、原則として次のような手続きがあります。お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せ下さい。

子供の紹介から委託まで 児童相談所は、子供の状況などを踏まえ登録された里親の中から候補を選びます。子供との交流の後、正式に子供の養育をお願いすることになります。





まずは届け出を！！

埼玉県保育士届出制度

Reほいく

埼玉県では「Reほいく」への届け出をされた方に保育園や就職支援に関する情報をお送りします。

1. 届出をするとどんなサポートがあるの？

【情報だけ欲しい方】

【保育士としてすぐに働きたい方】

①

セミナーや就職
支援制度の案内

②

専門相談員
のサポート

③

保育園の紹介

2. どんな時に届け出るの？

保育士資格をお持ちの方であればいつでも届出できます。たとえば・・・

- 保育園を離職するとき
- 保育士資格を取得したとき
- 保育の仕事の情報が欲しいとき

3. 届出方法は？

以下のいずれかの方法で届出ができます。

- ① 右 ➡ のQRコードを読み取り
- ② サイトURLを入力
<https://ws.formzu.net/dist/S82155397>
- ③ 埼玉県保育士・保育園支援センターに電話
☎048(833)8057



ReほいくQRコード

【問い合わせ先】

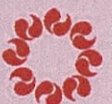
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
埼玉県保育士・保育園支援センター
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
彩の国すこやかプラザ1階 TEL:048-833-8057



【委託者】

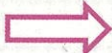
埼玉県福祉部少子政策課
施設運営・人材確保担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL:048-830-3349

彩の国
埼玉県



Reほいく登録方法について

Step. 1

まずは登録を！
右の 
QRコードから
「Reほいく」
にアクセス！



ReほいくQRコード

Step. 2


登録画面から必要事項を入力します。
「必須」とある項目【申請内容の選択、お名前（フリガナ）、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスは必ず入力してください。
※登録情報変更、登録削除の場合も同様です。

Step. 3

メールマガジンの登録及び就職あっせんの希望についての回答は“任意”です。

必要事項すべてを入力したら
内容確認画面へ → (次のページ) 送信する
を順番にクリックして登録完了です！
登録いただいたメールアドレス宛に登録完了
の通知が送られます。

登録画面

 入力内容保存／読込

埼玉県保育士届出制度（Reほいく）

この度は、「Reほいく」にアクセスいただきありがとうございます。
届け出にあたっては、以下の項目を入力してください。

申請内容の選択 必須

- 新規登録 初めての方はこちらの○をチェック
 登録情報変更
 登録削除

お名前 必須

姓 名 タップして文字を入力

フリガナ 必須

セイ メイ その他の項目も順次入力してください。

生年月日（西暦）

（例：〇〇〇〇年〇月〇日） 必須

[埼玉県主催イベントやメールマガジンの登録案内]

埼玉県及び埼玉県保育士・保育園支援センターからの
情報提供を希望しますか？（任意）

←メールマガ希望の方はこちらのプルダウンから
“希望する”を選択

埼玉県保育士・保育園支援センター（無料職業紹介
所）による就職あっせんを希望しますか？（任意）

←“希望する”を選択した場合、後日
専門の相談員から連絡を差し上げます。

送信するには個人情報の取扱いについてへの同意が
必要です。 必須

同意する **個人情報の取扱いについて**

忘れずにチェック！

内容確認画面へ

すべて入力されたらこちらをクリック！
入力内容の確認画面に移ります。



令和3年度

受講無料

保育所等経営者・管理者向け セミナーのご案内

保育士の就業継続や潜在保育士の活用をテーマとした、
保育所等経営者・管理者向けのセミナーを開催します

■対象 埼玉県内の保育所等の経営者・管理者

※保育所等とは・・・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所
(小規模保育事業所等)、ナーサリールーム、家庭保育室、認可外保育施設等

■内容

第1回 9月13日(月)開催(オンライン)

保育におけるICT活用の可能性

保育所でのICT活用事例

～保育ICTシステム業者からの機能の紹介もあります～

第2回 11月24日(水)開催(オンライン)

保育所の組織マネジメント

保育所のリスクマネジメント・保護者対応



埼玉県マスコット「コバトン」

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン(Zoom)での開催です

研修スケジュール

資料14-2

開催方法・会場 定員	日時	内容
第1回 Zoom (Wi-Fi環境の 整った場所での ご受講をお勧め します)	2021年 9月13日 (月)	13:00 ~13:15 オリエンテーション 株式会社ポピンズプロフェッショナル
		13:15 ~14:15 保育におけるICT活用の可能性 ~ニュージーランドの取り組みから~ 講師:池本 美香 先生 株式会社日本総合研究所 調査部 主任研究員
		14:30 ~ 15:45 保育所でのICT活用事例 講師:折原 麻衣子 先生 株式会社ポピンズ 施設長
		16:00 ~ 16:30 保育ICTシステム機能や活用法の紹介 株式会社コードモン、ユニファ株式会社、株式会社ウェルキッズ
第2回 100名	2021年 11月24日 (水)	13:00 ~13:15 オリエンテーション 株式会社ポピンズプロフェッショナル
		13:15 ~ 14:45 保育所の組織マネジメント 講師:神林 佑介 先生 川原経営グループ 株式会社川原経営総合センター
		15:00 ~ 16:30 保育所のリスクマネジメント・保護者対応 講師:秋本 真由美 先生 株式会社ポピンズ 施設長

お申し込み方法・お申込期間

下記URLまたはQRコードから、申込専用フォームにアクセスし、必要事項を記入の上お申込みください。

<https://poppins-education.jp/saitama-keieisha/>

申込期間:8月2日(月)~8月25日(水)

※申込期間終了後、定員を超えた場合は抽選をいたします。

※受講確定の連絡は、**8月30日(月)までに**、株式会社ポピンズプロフェッショナルよりメールにて行います。



【お問合せ先】

株式会社ポピンズプロフェッショナル 企画営業部
埼玉県保育所等経営者・管理者向けセミナー担当

〒150-0012 東京都渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ5F

お問い合わせフォーム：https://poppins-education.jp/saitama-keieisha_contact

TEL: 03-3447-5826 (平日9:00~17:00)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

【鶴ヶ島市】医療的ケア児に対する保育支援について

1 医療的ケア実施に至るまでの経緯 別紙のとおり

2 保育中の配慮事項

- (1) 本児の1日当たりの吸引回数は15～20回程度。言葉での指示が理解できる年齢ではないため、常に目を離すことなく保育するようにしている。
- (2) スタイを首に巻き、本児がカニューレを外さないようにしている。
- (3) 口の周辺や首の下の部分がただれないよう、衛生を保つようにしている。
- (4) ガーゼ交換の際、カニューレが抜けないように気切バンドを丁寧に外し、気をそらすために絵本を読むなどしている。
- (5) 食事時の咳込みが多いため、食事介助をしながら、吸引も行うようにしている。
- (6) 看護師は毎日の児童記録を作成し、クラス担任や保育所長と共有している。

3 関係機関

- (1) 埼玉医科大学病院 (2) あさひヶ丘訪問看護ステーション (3) 障害者福祉課 (4) 保健センター
 (5) 鶴ヶ島保育所 (6) こども支援課

4 職員の配置状況

	令和元年10月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日
クラス年齢	1歳児	2歳児	3歳児
児童数	19人	23人	25人
保育士数	5人	5人	5人
看護師数	週5日勤務フルタイム看護師1人及び 休憩交代看護師2人(曜日交代勤務)	週5日勤務フルタイム看護師1人及び 休憩交代看護師4人(曜日交代勤務)	週5日勤務フルタイム看護師1人及び 休憩交代看護師2人(曜日交代勤務)

5 その他

令和2年度に保育所長が喀痰吸引等研修を受講し、特定の医療的ケアを実施できる資格を取得した。

医療的ケア実施に至るまでの経緯

鶴ヶ島保育所

・平成30年7月 ケースカンファレンス会議

～平成31年4月	令和元年5月	6月	7月	8月	9月
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との面談 ・通院医療機関との連絡調整 ・予算の調整・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児保育支援モデル事業申請 ・他自治体の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察 ・ガイドラインの作成開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との面談 ・医療機関へのマニュアル作成協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師1人配置 ・医療機関でのカンファレンス ・嘱託医への依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師2人配置
<div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; display: inline-block;"> 具体的な受入れ準備（打合せ、受入れ環境の整備等） </div>					
10月	11月	12月	令和2年1月	2月	3月
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所入所 				<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けての医療機関とのカンファレンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン完成
<div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; display: inline-block;"> 保護者、医療ソーシャルワーカー、主治医、訪問看護事業者等との面談（随時） </div>					